税制調査会(第1回国際課税ディスカッショングループ)終了後の記者会見議事録

日 時:平成25年10月24日(木)16時56分~

場 所:財務省国際会議室(本庁舎4階)

○記者

今日、キックオフという形で国際課税の議論が始まりましたが、結構幅広い論点があると思いますが、まず、今後、どのようなスケジュールでどのような議論をしていくのか教えてください。

もう一つは、国内法で対応できる問題と国際的な議論で合意を得ていった方が効果 的なものといろいろ分かれると思いますが、どのようなところから議論に、結論が出 せるのか。国内法で対応できるところは、今日も議論で案が出ていましたので、そう いう形でやれると思うのですが、どのようなゴールを目指して議論を進めていくか教 えてください。

〇田近座長

私から答えて、足りないところがもしあれば会長から補足してもらいます。この国際課税ディスカッショングループ(以下、「国際課税DG」という。)の、私が考えているミッションは、まずは、帰属主義への見直しについて、今日の議論にあったように今までさんざん議論してきて、もうやらなければいけない、国内法の改正もしなければいけないのではないかということで、これは来年度の改正を目指して議論したい。

第二点目は、具体的に受けている課題としては、インターネット課税というか、国際的な役務の課税問題、ここの二つをまずは具体的に取りあげます。それと並行して、今日、議論してきたBEPS (Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転))の話、これはもうどこでどう整理するか一言で言えないぐらい広い問題ですが、全体の潮流は、BEPSの話を引き続きやっていくということだと思います。

あと、国内法の改正の詳細は日置参事官から答えていただきたいと思います。

〇日置参事官

BEPSについては、1年から2年半にかけて勧告を出していくということですので、 期限は資料等に付されていますが、その出てきた勧告に基づいて、我々が条約ないし は国内法を改正してBEPSの勧告を実現していくことになります。このため、今後のス ケジュールは、BEPSの勧告の出方によって対応していくことになると思います。

○記者

そうすると、それぞれ結論は最後にどんとまとめて出すというよりは、それぞれの テーマ、そのときに必要でやらなければいけないことをテーマとしてやって、それを 一つ一つ解決していくようなイメージになるのでしょうか。

○田近座長

帰属主義については、そのような改正の背後があるので形にはしなければいけませ

ん。国際的役務の課税については、私の理解している限り来年度というわけでもないようなので、それは議論を踏まえて詰めていきます。1回や2回で議論が済む問題でもないので、そこはもう少し時間をかけてという感じです。

○記者

最後に質問が出ていましたが、PE (Permanent Establishment (恒久的施設))の定義の問題、そのような部分で例えばアマゾンの話などありますが、恒久的施設でないという主張が通ってしまう。その定義も、私はわからないところがありますが、国内的な法律でそのまま決められるものなのか、それとも国際的な合意がある程度必要なのかわからないのですが、こういうのも議題には上ってくるというイメージでよいのでしょうか。

〇中里会長

国内の法律で決めても条約がそれを上書きしてしまいますので、そこが問題なのです。ですから、日本独自にとはいかないので、先ほど日置参事官から説明があったと思いますが、OECDの議論を見ながら、条約の締結交渉の中で少しずつPEの概念について条約を変えていく努力は必要です。ただ、そうであったとしても、国内法も国際的な議論と合わせて変えていかなければならないので、議論だけは継続的にしていかなければいけない。だから、これはOECDの議論にもよるので、時間がいつとはなかなか切れないのですが、やっていかなければいけないことははっきりしていますので、できる限り日本の方針をどう決めるかということも含めてやらなければいけないことがあるのではないかと思います。

○記者

田近座長は、この議論は様々な立場から議論があり得て、先ほどタックス・プランニングをやっているのがけしからんか、そうでないか、というのもいろいろ議論があると思うのですが、やはり議論としては、日本政府としての課税権をどのように確保していくのかという問題意識の中から今回の議論、国際的な議論も含めて、そのような立場から議論されるという理解でよろしいですか。問題意識をもう少しお話しいただけますか。

〇田近座長

基本的には、国際的な取引において、税が阻害要因になってはいけない。そのような意味では、帰属主義の話は、もうこれだけ取引が国際化している中で、外国の国内支店を別物と見るのはまずいのではないかということです。基本的には我々の仕事は、税が取引を阻害してはいけないということだと思います。

〇中里会長

税が取引を阻害してはいけない、これはとても重要な視点だと思いますが、もう一つ、タックスモーティベイティッドなトランザクションというのでしょうか、節税だけを目的として非常に不自然というのか、人為的なことが行われることによって、先

ほどのマーク・ラムザイヤー教授のプレゼンテーションのように、結局経済的に非効 率性が引き起こされるというのも実に大きな問題です。

○記者

先ほど田近座長が、電子商取引の役務提供に関する消費税の課税については、来年度ではないようなのでとおっしゃっていたかと思いますが、消費税率を来年度は8パーセント、2015年10月に10パーセントに引き上げる予定となっており、このままですと国内企業と海外企業の競争条件の格差が広がっていくかと思いますが、来年度が厳しいとすると、2015年度を視野にやっていくのか、それとも期限はこだわらずに検討を進めていかれるのでしょうか。

○田近座長

この場で答えられるような問題ではないので、それも含めて次回、どこまで議論できるかわかりませんが、話していきたいと思います。

○記者

二点教えてもらいたいのですが、今回の国際課税DGはいつ頃アウトプットを出されるのかということと、もう一点、今日の議論の中で、グローバル市場の中立性を阻害しているのが一番問題点だという話が出てきていました。例えばイギリスの企業はスターバックスのような租税回避ができないということで、競争環境の中立性が阻害されているという話がありましたが、この点についての問題意識を田近座長から説明いただけますか。

〇田近座長

取りまとめについてはまだ始めたばかりで具体的に詰めているわけではないですが、 基本的にこれはインディペンデントなグループではなく、総会に報告を上げるという ことでやっているので、私のマインドにあるのは、今日の議論、次の議論等を踏まえ て総会に持っていく。そのときに報告書をどうするかもその場で諮っていくのかなと いう感じです。今日、始まったばかりでそこまでは決まっていません。

次の話ですが、今日のスターバックスの話みたいに、阻害してはいけないということですが、税が取引を歪めてはいけない。それはこれからやるインターネット課税も同じですね。

〇中里会長

経済の専門家と法律あるいは税務の実務の専門家、企業の方とか、多様な出身母体の方が税調に参加して、また国際課税DGにも参加していることの意味というのは、様々な知見を持ち寄ることにあると思います。

法律家ですと、どうしても課税の公平性に興味が湧くでしょうし、経済学者は非効率性とか中立性とか、そちらになるということです。それをトータルに考えていくということが重要で、今日は明らかにそのような議論がありました。あのような議論を見ながらやっていけばよいので、競争条件に与える競争条件の非中立性の要因に課税

がなっているというのは余り良いことではないので、それはもちろん解決していかなければいけないのですが、そこを実務的にどうフォローするとか、様々な問題が起こってきますから、様々な分野の方の知見を合わせてというところがディスカッショングループの意味ではないかと思っています。

○記者

何回ぐらい国際課税DGで議論して、政府税調本体にいつごろ報告するイメージなのでしょうか。決まっている範囲で教えてください。

〇田近座長

今日始まったばかりで、いつまでというのはなかなか言えませんが、先ほど申し上げたように、私の頭にあるのは、少なくとも今日の話とインターネット課税はここで議論して、それは中里会長が説明されていましたが、そもそも国際課税DGの二つの課題なので、インターネット課税の議論も踏まえて総会に持っていくという手順だろうと思います。

〇中里会長

先ほどの田近座長のお話から明らかなように、第一の帰属主義のことは早目に、どんな形かわかりませんが、来年の改正をにらみながら方向性を出せたらよいなという感じですし、第二のインターネットの消費税ついても、消費税増税のこともありますから、そんなにぼうっともしていられない。かといって、すぐという話でもありません。来年の年度改正は難しいかもしれませんが、十分に消費税全般のことを考えながらやっていかなければいけません。

それで、第三のBEPSのことはOECDにらみですから、相手のある話なので、私たちだけでこうというわけにはいきません。そうすると、三つの重要なテーマごとにおのずと帰属主義はこの辺り、消費税はこの辺り、BEPSはこの辺りというのが出てくるので、回数等について、今、全て予見することはできません。幾つものテーマをやっていますから、いろいろ話し合いながら決めていきたいと思っています。

○記者

帰属主義への見直しについて改めて、この意義を、一般の人がわかりやすいように、 これを変えることでこのようなメリットがあるということを伺いたい。

あと、法律の改正が必要ということですが、具体的にはどの法律を改正して、企業 には、早ければいつから適用になるのかということも併せて教えてください。

○田近座長

一つは、今日あった太田教授や岡村忠生委員の議論を踏まえて、企業のタックス・プランニングが盛んにされているという前提をまず置いて、今日の財務省の資料に、全体の話は書いてありますが、意義についても最後に書いてあるから、そのまま見ていただければよいのですが、やはり3ページのところで、総合主義といいますか、海外の事例、外国企業の本店があって、日本に支店があると。それで、この日本に支店

があるということで着目して、日本の支店にかかわる国内源泉所得をかけるのだという切り離し。その切り離しはもはやできないのだと。それで、支店自身をあたかも子会社のようにして、外国本店との間の内部取引。これは要するに、様々な資産の移転価格税制を適用する。あるいは日本支店にあたかも資本があるように考えて、どこまで利子を控除できるかと。

それから、大切なのは日本にある支店が第三国と取引しているものをつかまえる。だから、時代の要請といいますか、そのようなものにくっついていると。既にそのような対応はしていたとはいえ、これはOECDのモデル、租税条約の方が改定したことに伴って、我々も実態的にそれらの法律を、国内法を変えていこうということで、もう一つは、逆に言えば、日本支店に帰属していない所得はかけない。これも重要だと思いますが、そういうことで本来、現在の租税環境に対応するといいますか、なじむ形にしなければいけない。それは喫緊の課題であるので、当然、そのような改正を進めるのだと。

ただ、私はエコノミストで、税法の具体的な改正プロセスはついていっていないところはありますが、増井委員が言われたように、先端的な取組みというのがあるので、特に気になっているのは、やはり文書化の負担をどうするかというところ。それでも一般の人にどこまでわかってもらえるかわかりませんが、一言で言えば、現在の租税環境について、外国法人の支店課税も直さなければいけないということだと思います。

〇日置参事官

国内法をどの程度見直すのかということですが、今、検討を始めているところです。 やはり最低でも法人税法、所得税法、租税特別措置法です。租税特別措置法の中には、 説明の中でも触れましたが、移転価格税制とか、過少資本税制の見直しとか、そのよ うな支店に絡む話で結局見直しをしていかなければいけない部分は出てくるでしょう。 それで、条約を改正した暁には、もしかすると条約を動かす法律にもはねがあるのか もしれないので、かなり幅広い見直しをしなければいけません。

それと、期間ですが、先ほどからも議論にあったように、抜本的な見直しであるということと、いろいろ事務負担を伴うということですので、それなりの経過期間をもって実施していく必要があるのかなということですが、詳細は、検討を始めたばかりなので、まだ決まっていません。

〇中里会長

日置参事官も説明になりましたし、それから、最後に増井委員がおっしゃいました が、問題は二段階になっています。

まず、第一は国内法と条約との関係です。日本の国内法上は、外国法人の日本支店の稼いだ国外からの所得は、事業所得としては課税されていません。それから、外国法人の国内支店を通じていない、本店が直接日本から得た所得については申告納付しろということで、国内法上はこれを課税しろというわけです。ところが、条約は全く

逆で、外国法人の日本支店の稼いだ国外からの所得は課税しろで、日本の支店を通じていなくて本店が直接日本から得た所得は総合課税するなと、扱いが真逆なわけです。

それで条約は、国内法の定めを軽くする方向で上書きするわけです。そうすると、日置参事官が説明になったように、両方課税できなくなり、それが日本の国際課税制度の最大の問題点で、国内法だけ、条約だけ見ればそれなりに合理性はありますが、二つ組み合わさるととんでもないことになっています。これについてはとにかく早く手を打った方がよいし、遅過ぎるくらいだという議論が出ていました。

もう一つは、帰属主義との絡みで、外国法人の本店と日本の支店の間の取引、逆でもよいですが、これは本店と支店ですから、契約書がありません。契約書がない取引を契約があるかのごとく課税関係を見ていくには相当人為的な処理が必要になってきて、これは実務上なかなか面倒なことがあると思いますが、導入している国もありますし、そこを実務に余り大きな影響を、要するに企業の方々に余り大きな御負担をおかけしないようにしながら、いかにうまくやっていくかということで知恵を絞るということではないかと思います。従って、二段階あるという感じです。

○記者

すみません、日置参事官にお聞きしたいのですが、日本支店と書いてあるのは、これは仮に子会社だとすると話が変わってくるのですか。

〇日置参事官

いわば本店と支店の課税関係を見直そうとしていて、4ページ目の資料にもあるように、子会社並みの課税関係にしていこうということです。

○記者

例えば保険会社なんかですと、税法ではなく、金融の規制かなんかで資本を計測して、それで見合いの資本を出しなさいというような規制があるのですが、そんなイメージを税法上やりましょうということですか。

〇日置参事官

この資本の擬制の仕方なのですが、金融機関の場合は、今、BIS 規制とかでやっていますので、その BIS 規制に準じた形で資本の割り振りをして、リスクアセットベースでやりましょうという形になっていますので、そのような意味では資本の割り振りは、やはりリスクを見ながら割り振りをするということですので、彼らがやっている仕組みを使いながら、我々もその資本の割り振りのようなことを税法上考えていこうということです。

○記者

そうすると、企業会計も多少影響してくるのではないかと思われるのですが、いか がでしょうか。

〇日置参事官

詳しくはちゃんと調べないと明確なことは言えませんが、今、我々がやっているのは、税法上、税をどう課税するかということで、支店を子会社に擬制するというのは税のためにやっていますので、会計で出た会計情報を税にどう置きかえていくのかということですので、関係はないのだと思います。

○記者

要は一番重要なのは、支店と本店の取引関係を見えるようにするということが、ある意味、税務当局としては非常に意味があるということですか。

〇日置参事官

結局、支店については今まで内部取引も全く認識していなかったということで、日本は純粋な本店、支店の課税関係をしていたということなのですが、やはり諸外国で、今、我々が調べているところでは、内部取引を認識していない国というのはアメリカと日本とタイぐらいです。

そういうことで、結局、支店課税でかなりの国が内部取引を認識している。そこは旧7条のモデルで、増井委員が先ほど御発言していたように、2010年に出てきた AOA の考え方は内部取引の全てを認識するというのが新しい話ですが、それ以外の AOA ではないところの内部取引の認識というのは既になされている国が多いので、そういう意味でも、やはり内部取引を認識していくという方向性についてはとにかくやっていかなければいけないということなのだと思います。

○記者

本日の議論と来月予定されている国際課税 DG の議論は、来月末に総会が予定されていますが、そちらに報告されるのでしょうか。それとも、それとは直接は関係のないことなのでしょうか。

〇田近座長

総会のためにこれをやっているわけで、この議論を総会に持っていくつもりです。

[閉会]